

災害に強い電子自治体に関する研究会（中間報告）（案） －ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) ガイドラインの改訂の方向性について－

平成 24 年 1 月に第 1 回研究会を開催して以来、これまで 6 回にわたり構成員による議論を重ねた結果として、以下のとおり中間報告をとりまとめる。

1. 東日本大震災の教訓と現状認識

- (1) 東日本大震災の発生直後、地震及び津波とそれに伴う停電などによって、多くの地方公共団体において、住民情報システム等の基幹システムをはじめ、インターネット・固定電話・携帯電話・パソコン等の通常の情報通信手段が、利用不可能な状態となった。

このため、発災直後における避難者の名簿作成に加え、名簿と住民情報の突合・確認に困難を極めたほか、安否情報等の提供にも支障が生じた。さらには、住民情報システム等の停止は、各種証明書を利用して日常生活を取り戻そうとする住民のニーズに迅速に応じることを困難にした。このことが、被災者支援のスピードを鈍化させたとの指摘もある。

- (2) したがって、地方公共団体は、そのリソースに甚大な被害が生じた場合を想定しつつ、発災直後において、住民の安否確認や情報提供、各種証明書発行業務などを遂行するため、必要な情報システムを稼働できる、あるいはそのデータを利用できるようにしておく必要がある。

そのため、発災直後のこれらの業務の遂行を、ICT 面から支援するための計画として、ICT 部門の業務継続計画を策定することが重要である。そして、机上の計画策定にとどまらず、平常時の訓練と検証を積み重ね、更なる見直しを行うことにより、発災時の対応をより確実なものとしていくべきである。

- (3) 一方、市町村における策定率は、6.5%（平成 23 年 4 月現在）にとどまっている。

ICT 部門の業務継続計画の策定、普及が進まない理由としては様々なことが考えられる。まず、多くの市町村において ICT 部門に従事する人員が少ないことがその一因とみられる。また、現行の「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画 (BCP) 策定に関するガイドライン」（平成 20 年 8 月 総務省）は、小規模団体でも段階的に取り組みやすいような構成に配慮しているものの、3 部 20 ステップの総合的かつ大型のガイドラインであり、最終的なゴールにたどりつくまでの時間や業務量を考えると、小規模団体にとっては着手に躊躇せざるを得ない、敷居が高い印象を与えている可能性もあると考えられる。さらには、地方公共団体の内部で、ICT 部門の業務継続計画は通常業務の継続のみを意図したものであると受け止められ、防災対策としての重要性が必ずしも十分に認識されていないことなども考えられる。

- (4) したがって、今後はガイドラインにおいて、東日本大震災の教訓を踏まえつつ、当面、地方公共団体が取り組むべき必要最小限の事項を絞り込み、明確にすることが重要であると考えられる。さらに、ある程度シンプルなもの

とすることで、小規模団体であっても一定期間の取組みによって、取り組むべき事項が整理できるはずである。また、発災時に特に優先される業務に絞り込むことによって、首長をはじめとする関係者の理解を促し、ICT部門の業務継続計画の策定、普及に寄与するものと考えられる。

2. ガイドラインの改訂の方向性

以上の点から、現行のガイドラインとの整合性を図りつつ、今回のガイドライン改訂は、以下の方向で行う。

- ① 当面、地方公共団体が最小限定しておくべき事項を、現行のガイドラインから切り出して明確化する。具体的には、発災後概ね 72 時間を念頭に置いた初動時対応にフォーカスして「初動を可能とするためのアクション（「事前対策」を含む）」をシンプルに切り出し、具体化の事例をあわせて提示する。
- ② ICT 部門の業務継続計画の実効性を高めるため、特に「初動を可能とするためのアクション（「事前対策」を含む）」の訓練を平常時から繰り返し行い、それを検証することで、更なる改善を積み重ねることを想定する。
- ③ その他の部分については、小規模団体が取り組みやすいことに配慮しつつ、研究会における議論、中央防災会議等における検討結果などを踏まえ、ガイドラインの見直しを行う。

なお、地方公共団体が最小限定しておくべき事項として初動にフォーカスするのは、以下の理由から、迅速な初動期対応が特に優先されると考えられるためである。

- ◎ 初動期の情報通信の利用の可否が、人命を左右する可能性があること。
- ◎ 初動期は、平常時とは全く異なる環境下で業務を強いられる状況が発生すること。逆にそれ以降の時間は状況が回復し、平常時に近い環境で業務ができること
- ◎ 初動期の情報通信の利用が不能となったことが業務再開の遅れを招き、ひいては、復興のスピードを遅らせる恐れがあること

3. 今後の予定

上記 2①については、災害時の初動期対応として考えられる各種業務（住民の安否確認、情報提供、外部との連絡手段の確保など）に対応して、必要なシステムやそれが利用できないときの代替手段等を整理する必要がある、今後の検討においてさらに明らかにしていく。

また、その他の部分についてもガイドラインの改訂作業を進め、平成 24 年度内に結果をとりまとめる予定である。